

2.3 照度・輝度測定法

2.3.1 照度測定方法

(1) 全般照明の場合の照度測定

照度は特に断らない限り水平面照度を測定します。

照度測定面の高さは、室内に机、作業台などの作業対象面がある場合は、その上面または上面から5cm以内の仮想面とします。特に指定のない場合は、床上 80 ± 5 cm、和室の場合は畳上 40 ± 5 cm、廊下、屋外の場合は、床面または地面上15cm以下とします。

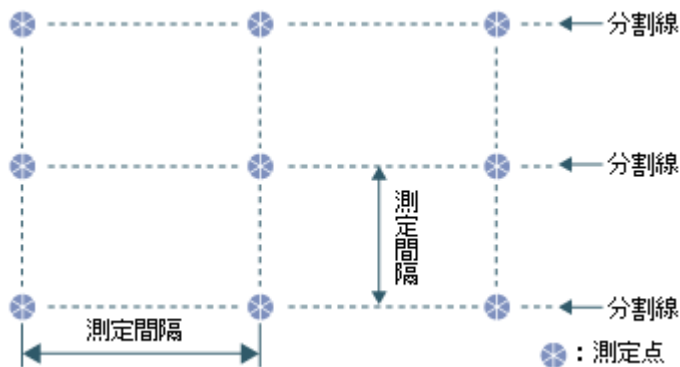


図3.1 測定点の決め方 (参考文献: 照度測定方法、JIS C 7612、1985年)

- 屋外スポーツ施設に関しては、以下の照明基準に従ってください。
 - テニスコート、野球場 ----- JIS-Z-9120
 - 陸上競技場、サッカー場、ラグビー場 ----- JIS-Z-9121

(2) 平均照度の算出法

< 単位区域ごとの平均照度E >

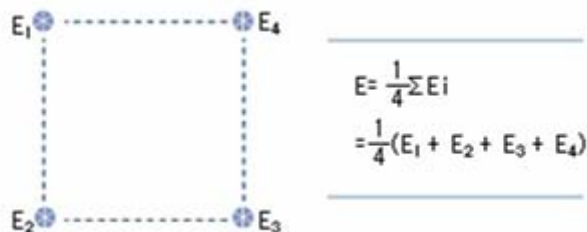


図3.2 4点法による平均照度算出法

(参考文献: 照度測定方法、JIS C 7612、1985年)

< 単位区域が多数連続する場合 >

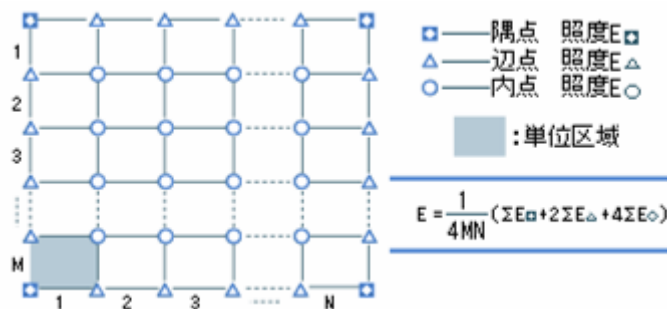


図3.3 多数の単位区域が連続するときの平均照度の算出法

(参考文献: 照度測定方法、JIS C 7612、1985年)

2.3.2 輝度測定方法

(1) 測定の一般的事項

- 測定基準点の高さ
 - ・屋内照明：床上から1.5m
 - ・屋外照明：地上面から1.5m
(競技場などの場合には、観客の目の位置をとることもあります)
- 輝度計の基準点は、測定基準点におきます。
- 輝度計の測定角の大きさ
 - ・屋内照明：1度
(詳細な輝度分布が必要な場合は、1度以下が望まれます)
 - ・屋外照明：道路照明 ----- 0.1度、その他の照明 ----- 1度
(被測定面の輝度が、上記の測定角を越えるある範囲の大きさでほぼ同様である場合、目的によってはさらに大きい測定角を用いてもかまいません)

(参考文献: 照明の場における輝度測定方法、JIS C 7614、1993年)

(2) 屋内照明施設の輝度測定方法

屋内照明施設では、測定目的によって定めた範囲内において、なるべく細かく測定します。

(参考文献: 照明の場における輝度測定方法、JIS C 7614、1993年)

(3) 屋外照明施設の輝度測定方法

屋外照明施設(道路照明施設を含む)の輝度測定に際しては、雨、霧、煙、ほこりなどで大気が混濁している場合、被測定面積からの直接光のほかにその散乱した光および他の面や光源からの光が散乱して光路中に入り輝度計に入射するので、輝度計で測定した値は被測定面積自体の輝度と異なることや、被測定対象物の乾湿状態による測定値の変動を考慮して測定しなければなりません。

(参考文献: 照明の場における輝度測定方法、JIS C 7614、1993年)

- 路面の輝度測定に関しては、JIS-Z-9111(路面輝度測定方法)に従ってください。